

## 桜井市条例第 2 号

### 桜井市こころつながる手話言語条例

言語は、お互いの考えや気持ちを伝え合い、理解し合う上で欠かすことのできないものである。さらに言語は、知識の蓄積を可能にし、文化の創造を促し、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、音声言語である日本語とは異なる言語であり、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ視覚的に表現する言語である。

ろう者にとっての手話は、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報の獲得とコミュニケーションの手段として重要な役割を担っており、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として大切に育まれてきた。

ここに、手話が言語であることの認識に基づき、市民が手話の理解の広がりを実感できる桜井市を目指し、この条例を制定する。

#### (目的)

第 1 条 この条例は、市民の手話への理解を促進し、地域において手話を使用しやすい環境を構築することで、手話を使用する市民が、自立した日常生活を営み、社会参加をし、及び安心して心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、「ろう者」とは、聴覚に障害があり、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び普及は、手話が、ろう者による情報の取得、意思の表示及び他人との意思疎通の手段として必要な言語であるという基本的な認識の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、市民に対し、手話への理解の促進及び普及を図り、日常生活及び社会生活において、手話を使用しやすい環境にするための施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、手話への理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話の理解及び普及に関すること。
- (2) 手話による情報取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 市は、前項に掲げる施策と市が別に定める障害者の福祉に関する計画との整合性を図るものとする。

(機会の確保)

第7条 市は、ろう者、手話通訳者、手話奉仕員及び手話を使用することができる者と協力して、市民が手話と親しみ手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

(災害時等の対応)

第 8 条 市は、災害その他非常の事態において、ろう者に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 9 条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。